

いわき市で食品の通信販売事業を営んでいたが、原発事故による風評被害の軽減のために県外へ事務所を移転した申立会社について、風評被害による遺失利益及び事務所移転に伴う追加的費用等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）及び被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、後掲の損害項目（後掲の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の各損害項目及び各損害期間についての損害賠償金として、合計金3541万3166円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、後掲①記載の損害項目（後掲記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月20日

（仲介委員 戸部秀明）

損害項目・期間

事件番号 平成〇〇年（東）第〇号

損害項目	小項目	期間	和解案	
①営業損害	逸失利益（風評被害）	自平成23年3月11日 至平成24年2月29日	21,041,619	
	追加的費用（荷造包装発送費用の増加金額）		3,337,987	
	追加的費用（発送運賃の増加金額）		436,423	
	追加的費用（機材の持ち出し避難費用）		798,809	
	追加的費用（事務所の移転費用及び事務所賃料）		2,488,511	
	追加的費用（事務所の併設、〇〇のため増加した交通費等）		403,665	
	追加的費用（事務所併設のための備品等の費用）		1,634,530	
	追加的費用（通信費の増加額）		765,170	
	追加的費用（移転先での社員の募集費用）		13,860	
②財物価値の喪失又は減少	キャンセルされた廃棄商品の原価			4,078,092
	期末在庫品を廃棄した原価			414,500
和解金額合計				35,413,166